

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月22日
【会社名】	株式会社イグニス
【英訳名】	IGNIS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 錢 鋳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 松本 智仁
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 松本 智仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年12月18日開催の当社第11期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損額の填補に充当するものであります。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2020年9月30日現在の資本金の額2,935,536,120円のうち693,670,884円を減少して2,241,865,236円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2021年1月29日(予定)

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2020年9月30日現在の資本準備金の額2,933,727,320円的全額を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2021年1月29日(予定)

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金3,627,398,204円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は2,288,144,511円の欠損となる見込みです。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,627,398,204円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,627,398,204円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2021年1月29日(予定)

第2号議案 定款一部変更の件

2020年10月1日付で当社100%出資の連結子会社である株式会社IGNIS APPS、株式会社スタジオキング、ALTR THINK株式会社、株式会社イグニスメディカルケアソリューションズ、株式会社ラップランド及び株式会社アイシーを吸収合併いたしました。

この合併を受けて、各連結子会社より受け入れた事業が当社の事業目的に含まれることをより一層明確化するため及び今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)3名全員が任期満了となるため、銭鋸、鈴木貴明及び夏目公一郎の3氏を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、和泉監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	82,753	752	0	(注)1	可決 97.56
第2号議案 定款一部変更の件	82,797	708	0	(注)1	可決 97.61
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件					
銭 鋳	81,704	1,801	0	(注)2	可決 96.32
鈴木 貴明	81,724	1,781	0		可決 96.35
夏目 公一郎	81,705	1,800	0		可決 96.32
第4号議案 会計監査人選任の件	82,744	758	0	(注)3	可決 97.55

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上